

グリーンウォッシング防止、修理する権利でEU案

◆欧州委員会、グリーンウォッシング対策案を発表

欧州連合（EU）の欧州委員会は2023年3月22日、見かけだけの環境訴求「グリーンウォッシング」の防止を目的とした「グリーンクレーム指令案（Green Claims Directive : Directive on substantiation and communication of explicit environmental claims）」を**発表**した。

指令案の対象となるのは、「グリーンクレーム」（環境に関する訴求・主張）で、企業の製品やサービスが環境に良い、環境への影響がない、他より悪影響が少ないなどの趣旨を明確に含む消費者向けの訴求だ。企業は、堅牢（solid）で科学に基づいた検証可能な方法を使用して、製品や企業の環境パフォーマンスに関する主張を立証する必要がある。EU域内の企業だけでなく、域外の企業でもEUの消費者を対象にする場合は、指令案の基準を順守する必要がある。

背景にあるのは、EU内での**環境に関するラベル**の乱立と質のばらつきだ。一部のグリーンクレームは信頼できず、消費者の選択を妨げる一方、企業が環境への影響について誤った印象を与える「グリーンウォッシング」となる可能性が指摘されている。



（出所）欧州委員会 https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/green-claims_en

透明性のあるグリーンクレームにより、消費者はより良い情報に基づいて購入を決めることができる。一方で、企業にとってもメリットがある。製品製造や企業活動で、環境の持続可能性を高める努力している企業の競争力を高める。

なお、今回の案ではカーボン・オフセットによる環境訴求は認められることとなったが、「実際にCO₂の排出量を削減しているわけではない」として反発する消費者や環境団体もあることから、今後の動向には注意が必要だろう。

◆欧州委員会、製品の修理を促進するための指令案を発表

欧州委員会は同日の3月22日、修理する権利に関する「製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令案 (Directive on common rules promoting the repair of goods)」を**発表**した。消費者の節約を促し、とりわけ廃棄物を削減することによって「**欧州グリーンディール**」の目的をサポートするという。

これまでは、製品に欠陥が生じた場合、修理よりも買い替えが優先されることが多く、法的保証が切れた場合に消費者が製品を修理するための動機付けは不十分だった。今回の提案により、消費者が買い替えではなく商品の修理を選択することが容易になり、出費が抑制される。また、修理の需要が高まることで、関連部門が活性化され、製造者や販売者がより持続可能なビジネスモデルを開発する動機付けとなるとしている。指令案の主要な内容は、以下のようになっている。

- ・ 技術的に修理可能な製品について、消費者が生産者に修理を求める権利
(製品の種類によって期間は異なる)
- ・ 修理義務が生産者にあることを消費者に知らせる生産者側の義務
- ・ 消費者が、場所などのさまざまな検索条件で修理業者を簡単に検索できる
オンラインプラットフォームの構築
- ・ 消費者の求めに応じて修理業者が「欧州修理情報フォーム」により、修理の
価格や主要な条件を提示する義務
- ・ 修理サービスの欧州規格の開発

◆欧州グリーンディールの目的達成のためには消費者の協力が必要

欧州委員会が消費者に焦点を当てた指令案を発表したのは、EUや各国政府、あるいは企業や団体だけでは、欧州グリーンディールの目的が達成できないと考えるからだ。消費者の積極的な関与が不可欠だ。このため、22年3月には「**グリーン移行のための消費者のエンパワーメントに関する指令**」の提案を行い、不公正な商慣行（不透明な持続可能性ラベル、商品の早期陳腐化・故障など）を是正し消費者がグリーン移行できるようにしようとしている。

世論調査では、消費者自身も94%が「環境保護が個人的に重要」、53%は「大変重要」と回答した。また、68%は「消費習慣が欧州および世界の環境に悪影響を与える」としている。消費者の協力をどう得るかがEUの課題だ。【赤山英子】